



## Vol.67

弁護士 向井 蘭

狩野・岡・向井法律事務所

東京都千代田区麹町4-2-6第二泉商事ビル8階

### ★定額残業代に対する逆風(4)

#### 未払い残業代を放棄してもらうことは可能か？

賃金債権は労働者にとって重要な権利であるから放棄はできないとの見解があります。一方、賃金債権は労働者にとって重要な権利ではあるけれども、労働者が真に納得していれば権利は放棄することも可能であるとの見解があります。

最高裁判所は退職金債権の放棄の事例で「自由な意思に基づくものであると認めるに足る合理的な理由が客観的に存在する場合には退職金債権も放棄は可能であると判断しました（最高裁昭和48年1月19日判決）。

要するに、退職金債権の放棄の意思表示をすることで退職金債権の放棄は可能であるが、その放棄の意思表示は単に労働者が意思表示をするだけではなく、労働者が自由な意思に基づいて行ったものであるといえるだけの客観的事情が必要であるとして、賃金債権の放棄については厳しく制限をかけました。

この最高裁判例の事案では、在職中の経費使用等について不正使用の疑いがあり、その損害の一部を填補させる趣旨で退職金債権を放棄させたのですが、（判決文では明確に判断してはいないものの）在職中の不正を見逃す代わりに退職金債

権を放棄するため、労働者が自由な意思に基づいて放棄をしたといえるだけの客観的な事情があると判断し、退職金債権の放棄を有効と判断しました。

では、未払い残業代の放棄は可能でしょうか？

①退職した労働者が未払い残業代を放棄する旨の意思表示をした場合、その放棄は有効である場合が多いと思います。

すなわち、労働者がすでに退職している場合、使用者からの圧力がかかることも少なく、未払い残業代を放棄するとの意思表示については、自由な意思に基づいて行ったものであるといえるだけの客観的事情があると認められる場合が多いからです。

②問題は在職中の労働者が未払い残業代を放棄することができるかです。会社が直近の6ヶ月分の未払い残業代を支払う代わりに、労働者がそれ以前の未払い残業代について放棄をした事案で、放棄の有効性が問題になりました。

ワークフロンティア事件（東京地裁平成24年9月4日判決）では、「本件において、原告A1ら3名は、平成20年7月分以前の割増賃金についても請求しているが、前記前提事実のとおり、原告A1ら3名は、平成20年9月8日及び同月12日、平成20年2月1日から同

年7月31日までの未払割増賃金の額を了承し、当該割増賃金を受領したことを確認する旨、及び「今回受領した割増賃金以外に、貴社に対する賃金債権はありません」との文言が記載された第1確認書及び第2確認書を、署名捺印の上、被告に提出していることが認められる（前記第2の1（4）イのe）から、原告A1ら3名は、上記第1確認書及び第2確認書の提出によって、被告に対し、平成20年7月分以前の割増賃金につき清算を確認するとともに、仮に未払の割増賃金債権が存在するとしても当該債権を放棄する旨の意思を表示したものと解される。

そして、〔1〕原告A1ら3名が上記意思表示をしたのは、被告に対し労働基準監督官による是正勧告がされる中、A11社労士から、平成20年7月分までの割増賃金の支給等に関する説明を受けた上でのことであること（前記第2の1（4）イのd及びe）、〔2〕第1確認書及び第2確認書には、「自らの自由な意思に基づき」確認ないし了承するものであることが明記されていること等の事情に照らせば、原告A1ら3名による上記意思表示は、それが同人らの自由な意思によるものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存するといえるから、割増賃金債権放棄の意思表示として有効である（最二小昭和48年1月19日判決・民集27巻1号27頁参照）。」と判断しました。

6ヶ月分の未払い残業代が多いか少な

いかは人によっては評価が分かれると思いますが、6ヶ月分の未払い残業代を受領することは労働者にとってもメリットがあることから「自由な意思によるものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存するといえる」として放棄は有効であると判断したと思われます。実際、未払い残業代問題は全労働者に広く起きる問題であり、会社の資力の問題から、消滅時効にかかっていない2年分の未払い残業代を全労働者に等しく支払うことが出来ない場合が多く、この裁判例の考え方は現実的で妥当であると思います。

私が驚いたのは、このワークフロンティア事件判決では、労働者がいくら未払い残業代を放棄したのかわからないのに放棄を有効と判断したところです。私は、放棄する金額が不明であればそもそも放棄は難しいのではないかと考えていましたが、このワークフロンティア事件ではあっさり放棄金額が分からぬにもかかわらず放棄を有効と判断しました。

おそらく6ヶ月分を計算して提示しているので、消滅時効にかかる範囲の1年6ヶ月分の未払い残業代がいくらかは予想できるはずなので、放棄を有効と判断したのかもしれません。

未払い残業代トラブルが起きた場合の解決の一方法として参考になると思います。

お気軽にご相談下さい（10:00～17:00）

TEL 03-3288-4981 / FAX 03-3288-4982